

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第50号

新潟市市税条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市市税条例施行規則（平成19年新潟市規則第111号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「市税」の次に「及び森林環境税」を加える。

第35条第1項の表以外の部分中「市税」の次に「及び森林環境税」を加え、同項の表法第317条の2第1項及び地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第2条第4項ただし書の項、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第3条の項及び行政不服審査法第45条から第47条まで及び第49条の項を削る。

第40条第1項各号列記以外の部分中「第46条第2項、」を削り、同項第1号中「別記様式第58号（その9）」を「別記様式第58号（その7）」に改め、同条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 税減免決定通知書 別記様式第60号（その1）及び別記様式第60号（その5）
- (2) 税減免承認（不承認）通知書 別記様式第60号（その2）から別記様式第60号（その4）まで

第41条第1項の表市民税の項文書の様式の欄中「市民税・県民税税額決定・納税通知書（普通徴収）」を「市民税・県民税・森林環境税税額決定・納税通知書（普通徴収）」に改める。

別表第7中「市・県民税課税（所得）証明書」を「市・県民税・森林環境税課税（所得）証明書」に改める。

別表第8名寄帳の項中「地方税法施行規則」の次に「（昭和29年総理府令第23号）」

別記様式第48号から別記様式第50号までを次のように改める。

別記様式第48号 削除

別記様式第49号 削除

別記様式第50号 削除

別記様式第58号(その1)及び別記様式第58号(その2)を削り、別記様式第58号(その3)を別記様式第58号(その1)とし、別記様式第58号(その4)を別記様式第58号(その2)とし、別記様式第58号(その5)を別記様式第58号(その3)とし、別記様式第58号(その6)を別記様式第58号(その4)とし、別記様式第58号(その7)を別記様式第58号(その5)とし、別記様式第58号(その8)を別記様式第58号(その6)とし、別記様式第58号(その9)を別記様式第58号(その7)とする。

別記様式第60号(その1)及び別記様式第60号(その2)を削り、別記様式第60号(その3)を別記様式第60号(その1)とし、別記様式第60号(その4)を別記様式第60号(その2)とし、別記様式第60号(その5)を別記様式第60号(その3)とし、別記様式第60号(その6)を別記様式第60号(その4)とし、別記様式第60号(その7)を別記様式第60号(その5)とする。

別記様式第63号の2(その1)のうち(1)の様式中

「年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書」を

「年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」に、

「充 当 額」を「充当又は委託納付額」に改め、別記様式第63号の2(その1)のうち(2)の様式中「市民税・県民税 課税の基礎 その1」を

「市民税・県民税・森林環境税 課税の基礎 その1」に改め、別記様式第63号の2(その1)のうち(3)の様式を次のように改める。

別記様式第63号の2（その1）のうち（4）の様式中「年度年金特別徴収税額」を「年度年金特別徴収税額（円）」に改める。

別記様式第63号の2（その2）のうち（1）の様式中
「年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書（口座振替用）」を
「年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（口座振替用）」に、
「充 当 額」を「充当又は委託納付額」に改め、別記様式第63号の2（その
2）のうち（2）の様式中「市民税・県民税 課税の基礎 その1」を
「市民税・県民税・森林環境税 課税の基礎 その1」に改め、別記様式第63号の2（
その2）のうち（3）の様式を次のように改める。

別記様式第63号の2（その2）のうち（4）の様式中「年度年金特別徴収税額」を「年度年金特別徴収税額（円）」に改める。

別記様式第63号の2（その3）のうち（1）の様式中

「年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書」を

「年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書」に、

「 下記のとおり、市民税・県民税の税額を変更・決定しましたので通知します。 」 を 「 下記のとおり、市民税・県民税・森林環境税の税額を変更・決定しましたので通知します。 」 に、

「充 当 額 ②」を「充当又は委託納付額②」に改め、別記様式第63号の2（その3）のうち（2）の様式中「市民税・県民税 各徴収区分ごとの税額変更内訳」を

「市民税・県民税・森林環境税 各徴収区分ごとの税額変更内訳」に、別記様式第63号の2（その3）のうち（3）の様式中「市民税・県民税 課税の基礎 その1」を

「市民税・県民税・森林環境税 課税の基礎 その1」に改め、別記様式第63号の2

（その3）のうち（4）の様式を次のように改める。

別記様式第63号の2（その4）のうち（1）の様式中

「年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書（口座振替用）」を

「年度 市民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（口座振替用）」に、

「 下記のとおり、市民税・県民
税の税額を変更・決定しました
ので通知します。 」 を 「 下記のとおり、市民税・県民
税・森林環境税の税額を変更・
決定しましたので通知します。 」 に、

「充 当 額 ②」を「充当又は委託納付額②」に改め、別記様式第63号の2（
その4）のうち（2）の様式中「市民税・県民税 各徴収区分ごとの税額変更内訳」を
「市民税・県民税・森林環境税 各徴収区分ごとの税額変更内訳」に、別記様式第63号
の2（その4）のうち（3）の様式中「市民税・県民税 課税の基礎 その1」を
「市民税・県民税・森林環境税 課税の基礎 その1」に改め、別記様式第63号の2
（その4）のうち（4）の様式を次のように改める。

(4)

市民税・県民税・森林環境税
課税の基礎 其の2

(年度分)

様

区分	変更前 (円)		変更後 (円)		変更
	市民税分	県民税分	市民税分	県民税分	
算出税額					
税額控除等					
所得割額					
均等割額					

変更があった項目に*印があります。

	変更前 (円)	変更後 (円)	増減額 (円)
市民税・県民税額①			
森林環境税額②			
年税額①+②			
給与特別徴収税額			
年金特別徴収税額			
差引普通徴収税額			
控除不足額			

新 潟 市

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第35条第1項の表、別表第8並びに別記様式第48号、別記様式第49号及び別記様式第50号の改正規定 令和6年1月1日
 - (2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の新潟市市税条例施行規則の規定による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。